

平成28年9月6日

各位

佐渡市職員の懲戒処分等のお知らせ(プレスリリース)

日頃、佐渡市行政に多大なるご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

平成18年度から平成23年度までに建設課に所属し、主に市営住宅業務を担当していた職員について、調査により明らかとなった非違行為に関し、本日付けて、下記のとおり懲戒処分等を行いました。

記

事案の概要	当該職員は、平成18年度から平成22年度まで建設課建築住宅係で市営住宅業務を5年間担当し、平成23年度に同課管理係業務を1年間担当していたが、その間において、敷金等の現金入金処理を怠り、また、修繕工事等に係る年度内支払を怠ったもので、その他敷金返還処理遅滞及び文書管理不適正(申請文書の未処理、必要な決裁文書の未処理及び收受文書の不管理)という不適正な事務処理事案があったもの。	
被処分者所属及び処分内容等	両津支所職員 (30歳代 主任 男性)	停職 1月 (平成28年9月12日から)
		主事に降任 (平成28年9月12日から)
特記事項		
担当	総務課人事係 係長 柳澤正二	
連絡先	TEL 0259-63-3111 FAX 0259-63-3300	

事案の概要	上記の不適正事務処理事案により懲戒処分とした職員に係る指導監督不適正事案	
被処分者所属及び処分内容等	財務課職員 (50歳代 課長級 男性)	減給 10分の1・1月
	教育委員会社会教育課職員 (50歳代 課長補佐級 男性)	戒告
特記事項		
担当	総務課人事係 係長 柳澤正二	
連絡先	TEL 0259-63-3111 FAX 0259-63-3300	

佐渡市
総合政策課広報広聴係
Tel:63-3802
Fax:63-3300